令和８年第１０回教育委員会定例会日程

１　日　　時　　令和８年１０月２３日（金）午後２時

２　場　　所　　朝霞市役所　第１委員会室

３　出 席 者

教育委員会教育長	二見隆久
教育委員会教育長職務代理者	平木倫子
教育委員会委員	髙橋松久
教育委員会委員	森島史枝
教育委員会委員	上野正道

４　説明のための出席者

学校教育部長	福士昌三
生涯学習部長	堀川政昭
学校教育部次長兼教育総務課長	関口豊樹
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	渡邉雄
学校教育部参事兼教育管理課長	横瀬修克
教育指導課長	手島牧子
学校給食課長	星加敏昭
文化財課長	西島和秀
中央公民館長	大瀧一彦
図書館長	増田潔

５　議事日程

（１）開会宣言	
（２）会議録署名委員の指名	
（３）会議録の承認・訂正	
（４）教育長月間行事の承認	
（５）教育長の報告	別紙のとおり
（６）議案の審議	別紙のとおり
（７）その他	別紙のとおり
（８）閉会宣言	

（別紙）

◎　教育長報告事項
①専決処理について（朝霞市教育委員会表彰の被表彰決定者を修正することについて）
②専決処理について（朝霞市立小・中学校におけるカスタマーハラスメントの防止等について）
③令和８年第３回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
④いじめに関する調査結果について
（当日配付）
⑤令和８年度いじめ防止月間における各学校の取組について
⑥令和８年度全国学力・学習状況調査の結果について
⑦令和８年度あさか教師塾夏季研修会について
⑧令和８年度第１回生徒指導に関する調査の結果分析について
⑨あさかスポーツフェスティバルについて
⑩令和８年度第２回スポーツ推進委員会議について
⑪朝霞市指定無形文化財「溝沼獅子舞」奉納舞について

◎提出議案
議案第５４号　朝霞市教育委員会職員の処分について
（当日配付）
議案第５５号　朝霞市教育委員会職員の人事について
（当日配付）

◎その他
・朝霞市休日部活動の地域展開について

教育長月間行事（令和８年９月）実績

日	曜	時　間	行　事　等
8	火	16:15	時年休（１時間）
13	日	8:30	第７１回朝霞市民総合スポーツ大会相撲大会
13	日	9:30	第７１回朝霞市民総合スポーツ大会剣道・なぎなた大会
13	日	10:20	第７４回朝霞市県展作品展
14	月	16:15	時年休（１時間）
24～25	木～金		年休
27	日	9:30	第７１回朝霞市民総合スポーツ大会弓道大会
29	火	15:15	時年休（２時間）

※　この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長月間行事（令和８年１１月）予定

日	曜	時　間	行　　事　　等
1	日	9:00	第７１回朝霞市民総合スポーツ大会バスケットボール大会
6	金	10:00	埼玉県都市教育長協議会第３回定例協議会
7	土	9:00	ふれあい推進事業（一小、三小、二中、三中）
7	土	10:00	東朝霞公民館まつり
8	日	9:00	ねんりんピック彩の国さいたま2026空手道交流大会開始式
8	日	11:00	第６５回朝霞市文化祭歌謡発表会
14	土	16:00	子ども大学あさか修了式
15	日	9:30	第１５回朝霞地区弓道大会
15	日	10:15	内間木公民館まつり
15	日	13:30	第６５回朝霞市文化祭吹奏楽演奏会
19	木	11:00	管理職候補者選考結果通知
22	日	9:30	第６８回スポーツ協会朝霞地区剣道連盟大会
23	月	8:30	第６５回朝霞市ロードレース大会
28	土	8:30	ふれあい推進事業（四小、六小）
30	月	8:40	第２回管理職人事ヒアリング

※　この月間行事には、教育長の時間外及び市外への勤務並びに休暇を記載しています。

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市教育委員会表彰の被表彰決定者を修正することについて）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第２項の規定により専決処理した事案について、同規則第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和８年１０月２３日

朝霞市教育委員会教育長　　二見　隆久

記

１　件　　名
専決第１８号　朝霞市教育委員会表彰の被表彰決定者を修正することについて

２　専決処理期日
令和８年１０月２３日

３　専決処理した理由
教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市教育委員会表彰の被表彰決定者を修正することについて）

ア　都道府県大会入賞　~~36件~~　**35件**
イ　関東大会出場　13件
ウ　全国大会（東日本大会を含む。）出場　6件
エ　国際大会出場　0件　　計　~~55件（241人）~~　**54件（240人）**

朝霞市教育委員会表彰被表彰者推薦申出一覧（児童生徒対象）【修正後】

令和8年10月表彰分

No.	団体名・氏名	学年	主な経歴	種目	功績の概要	可・否	記念品
【朝霞第二小学校】							
1	飯塚　晴	3	身体障害者福祉のための第６８回埼玉県児童生徒美術展覧会　特選賞	絵画	県大会入賞	可	1
2	木村　衣遥	3	身体障害者福祉のための第６８回埼玉県児童生徒美術展覧会　特選賞	絵画	県大会入賞	可	1
【朝霞第三小学校】							
3	志慶眞　あいか	5	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
4	中本　咲帆	6	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
【朝霞第五小学校】							
5	宮原　朱里	6	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
【朝霞第六小学校】							
6	尾崎　伊織	4	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
【朝霞第七小学校】							
7	岡崎　紗良	5	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　推薦賞	硬筆	県大会入賞	可	1
【朝霞第八小学校】							
8	松本　大輝	3	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
9	後藤　未織	6	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
【朝霞第十小学校】							
10	青木　鈴	2	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
11	土屋　友菜	4	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
12	牧野　加奈	5	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
13	秋田　悠月	6	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
14	合唱団　うたの輪 対象　２９人	－	第９３回NHK全国学校音楽コンクール（埼玉県コンクール）　銀賞	合唱	県大会入賞	可	29
【朝霞第一中学校】							
15	田尻　小春	2	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
16	大月　唯叶果	2	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　硬式テニス　８位入賞	テニス	県大会入賞	可	1
17	五味　寛音	2	第５０回関東中学校水泳競技大会　女子１００m平泳ぎ　出場	水泳	関東大会出場	可	1
18	德生　剛大	3	第５０回関東中学校水泳競技大会　男子１００mバタフライ　３位入賞	水泳	関東大会出場	可	1
19	髙橋　柊	3	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　男子４×１００mリレー　４位入賞	水泳	県大会入賞	可	1
20	小林　聖采	3	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　男子４×１００mリレー　４位入賞	水泳	県大会入賞	可	1
21	小寺　大地	3	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　男子４×１００mリレー　４位入賞	水泳	県大会入賞	可	1
22	東出　鳳雅	3	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　男子４×１００mメドレーリレー　６位入賞	水泳	県大会入賞	可	1
23	水泳部 対象　６人	－	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　男子総合３位入賞 ※対象の６人中５人が個人表彰推薦を受けているため、記念品は１個とする	水泳	県大会入賞	可	1
24	囲碁将棋部 対象　４人	－	第１９回文部科学大臣杯小中学校囲碁団体戦　全国大会　出場	囲碁	全国大会出場	可	4
25	剣道部 対象　７人	－	令和８年度第５１回関東中学校剣道大会　出場	剣道	関東大会出場	可	7
26	吹奏楽部 対象　５３人	－	第３２回西関東吹奏楽コンクール　出場	吹奏楽	関東大会出場	可	53
【朝霞第二中学校】							
27	テニス部 対象　７人	－	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　テニス　女子団体戦３位入賞	テニス	県大会入賞	可	7
28	男子剣道部 対象　７人	－	令和８年度第５１回関東中学校剣道大会　男子団体戦　出場	剣道	関東大会出場	可	7

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市教育委員会表彰の被表彰決定者を修正することについて）

ア　都道府県大会入賞　~~36件~~　**35件**
イ　関東大会出場　13件
ウ　全国大会（東日本大会を含む。）出場　6件
エ　国際大会出場　0件　　計　~~55件（241人）~~　**54件（240人）**

朝霞市教育委員会表彰被表彰者推薦申出一覧（児童生徒対象）【修正後】

令和8年10月表彰分

【朝霞第三中学校】							
29	土屋　美遥	1	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
30	衣川　綾乃	2	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
31	小野寺　永珠	3	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
32	岡田　竜季	2	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　陸上　男子４×１００ｍリレー　６位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
33	平山　翔太	3	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　陸上　男子４×１００ｍリレー　６位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
34	松澤　徹	3	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　陸上　男子４×１００ｍリレー　６位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
35	山本　大貴	3	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　陸上　男子４×１００ｍリレー　６位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
36	竹川　史織	3	令和８年度第５３回全国中学校陸上競技選手権大会　女子四種競技　６位入賞	陸上	全国大会出場	可	1
37	清水　麻衣	3	令和８年度第５４回関東中学校陸上競技大会　女子４×１００ｍリレー　８位入賞	陸上	関東大会出場	可	1
38	持田　莉愛	3	令和８年度第５４回関東中学校陸上競技大会　女子４×１００ｍリレー　８位入賞	陸上	関東大会出場	可	1
39	若山　華子	3	令和８年度第５４回関東中学校陸上競技大会　女子４×１００ｍリレー　８位入賞	陸上	関東大会出場	可	1
40	小宮山　夏花	3	令和８年度第５４回関東中学校陸上競技大会　女子１００ｍハードル　出場	陸上	関東大会出場	可	1
41	滝瀬　佳音	3	令和８年度第５４回関東中学校陸上競技大会　女子円盤投　出場	陸上	関東大会出場	可	1
42	馬野　由惟	3	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　女子走幅跳　６位入賞	陸上	県大会入賞	可	1
43	飯岡　沙月	2	令和８年度第５１回関東中学校剣道大会女子個人戦　出場	剣道	関東大会出場	可	1
44	二上　栞奈	3	令和８年度全国中学校体育大会第５６回全国剣道大会　女子個人戦　出場	剣道	全国大会出場	可	1
45	飯塚　美結	3	令和８年度全国中学校体育大会第５６回全国剣道大会　女子個人戦　出場	剣道	全国大会出場	可	1
46	剣道部（女子） 対象　７人	－	令和８年度全国中学校体育大会第５６回全国剣道大会　女子団体戦　出場 ※対象の７人中３人が個人表彰推薦を受けているため、記念品は４個とする	剣道	全国大会出場	可	4
47	陸上競技部 対象　３５人	－	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　陸上　女子総合　優勝 ※対象の３５人中７人が個人表彰推薦を受けているため、記念品は２８個とする	陸上	県大会入賞	可	28
48	新体操（女子） 対象　５人	－	令和８年度関東中学校体育大会　新体操　女子団体戦　出場	新体操	関東大会出場	可	5
【朝霞第四中学校】							
49	原田　莉央	1	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
50	岡村　柚希	3	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
	小林　美結	1	令和８年度埼玉県学校総合体育大会　陸上　女子１年１００ｍ　~~7位入賞~~　**出場** **※ア　都道府県大会入賞していないため、対象外**	陸上		**否**	
51	囲碁将棋部 対象　３人	－	第１９回文部科学大臣杯小中学校囲碁団体戦　全国大会　出場	囲碁	全国大会出場	可	3
52	吹奏楽部 対象　５０人	－	第３２回西関東吹奏楽コンクール　出場	吹奏楽	関東大会出場	可	50
【朝霞第五中学校】							
53	早川　すみれ	2	身体障害者福祉のための第６８回埼玉県児童生徒美術展覧会　特選賞	絵画	県大会入賞	可	1
54	吉永　一華	3	第６４回埼玉県硬筆中央展覧会　特選賞	硬筆	県大会入賞	可	1
							240

教育長報告事項

専決処理について（朝霞市立小・中学校におけるカスタマーハラスメントの防止等について）

朝霞市教育委員会教育長に対する事務委任規則第２条第２項の規定により専決処理した事案について、同規則第３条第２項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和８年１０月２３日

朝霞市教育委員会教育長　　二見　隆久

記

１　件　　名

専決第１９号　朝霞市立小・中学校におけるカスタマーハラスメントの防止等について

２　専決処理期日

令和８年１０月１日

３　専決処理した理由

教育委員会へ諮る時間的余裕がなかったため。

朝霞市立小・中学校におけるカスタマーハラスメントの防止等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、朝霞市立学校の教職員（以下「教職員」という。）の人格が尊重され、教職員の十分な勤務能率の発揮と公務の円滑な運営を確保するとともに、働きやすい良好な勤務環境づくりを促進することを目的として、カスタマーハラスメントの防止及びカスタマーハラスメントが生じた場合に適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「カスタマーハラスメント」とは、教職員の職務に係る保護者等からの言動であって、教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、教職員が精神的若しくは身体的な苦痛を与えられ、教職員の人格若しくは尊厳が害され、又は教職員の勤務環境が害されることをいう。

（校長の責務）

第３条　校長は、教職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、カスタマーハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、カスタマーハラスメントが生じた場合においては、組織として対応するための必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

２　校長は、カスタマーハラスメントに関する相談の申出（以下「相談の申出」という。）、当該相談等に係る調査への協力その他カスタマーハラスメントが生じた場合の教職員の対応に起因して当該教職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

（教職員の責務）

第４条　教職員は、その職務において、カスタマーハラスメントを生じさせる言動をしてはならない。

２　教職員は、次条第１項の教育長が定める事項を十分認識して行動するよう努めなければならない。

３　教頭等は、カスタマーハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じるとともに、カスタマーハラスメントに関する相談の申出が教職員からなされた場合には、相談の申出に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（教職員の認識すべき事項）

第５条　教育長は、カスタマーハラスメントに関する問題等に適切に対応するために教職員が認識すべき事項について定めるものとする。

２　校長は、教職員に対し、前項の教育長が定める事項の周知徹底を図らなければならない。

（研修の実施）

第６条　朝霞市教育委員会及び校長は、カスタマーハラスメントの防止及びカスタマーハラスメントが生じた場合の対応（以下「カスタマーハラスメントの防止等」という。）のため、教職員の意識の啓発及び知識の向上を図るものとする。

２　校長は、カスタマーハラスメントの防止等のため、教職員に対し、研修を実施するものとする。

（カスタマーハラスメント防止推進員の設置）

第７条　校長は、教職員の中からカスタマーハラスメント防止推進員（以下「カスハラ防止推進員」という。）を２名指名し、所属内におけるカスタマーハラスメント防止対策等を講じるものとする。

２　カスハラ防止推進員は、第５条第１項及び第９条第１項の教育長が定める事項を踏まえ、カスタマーハラスメントの防止等に関する教職員への意識啓発を図るとともに、相談の申出に対応するものとする。

３　校長は、カスハラ防止推進員と連携を図りながら、第５条第１項及び第９条第１項の教育長が定める事項を踏まえ、所属教職員へのカスタマーハラスメントの防止等に関する研修等の実施及び所属教職員からの相談の申出に真摯かつ迅速に対応するものとする。

（相談の申出への対応）

第８条　校長は、相談の申出が教職員からなされた場合に対応するため、カスハラ防止推進員、管理職等からなる委員会（以下「委員会」という。）を置き、必要な措置を講ずるものとする。

２　校長は、教職員から相談の申出がなされた場合、必要に応じて朝霞市教育委員会を通して、学校問題解決のためのスクールロイヤー活用事業において委嘱を受けているスクールロイヤーの活用について相談することができる。

３　相談の申出を受ける委員会は、相談に係る問題の事実関係の詳細な確認を行うとともに、相談の申出を行った教職員に対する助言等により、当該問題に迅速かつ適切に対応するように努めるものとする。この場合において、委員会は、次条第１項の教育長が定める事項に十分留意しなければならない。

４　教育長は、教職員が他の服務監督権者に属する職員（以下「他服務監督権者の職員」という。）からカスタマーハラスメントを生じさせる言動を受けたとされる場合には、当該服務監督権者の職員に係る他服務監督権者の長に対し、当該他服務監督権者の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、

必要に応じて当該他服務監督権者の職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

５　相談の申出への対応に当たっては、当該事案に関係する児童生徒等が不利益を受け、又は教育環境が害されることのないよう必要な配慮をしなければならない。

（相談の申出に関する事項）

第９条　教育長は、委員会がカスタマーハラスメントに関する相談の申出に対応するに当たり留意すべき事項を定めるものとする。

２　校長は、委員会に対し、前項の事項の周知徹底を図るものとする。

（必要な措置）

第１０条　教育長又はその命を受けた者は、教職員の言動がカスタマーハラスメントに相当し、信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当すると認めるときは、その程度に応じ、当該教職員に対し、必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、カスタマーハラスメントの防止等に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

朝霞市立小・中学校におけるカスタマーハラスメントの防止等に関する要綱の運用について

令和８年１０月１日朝教委管発第９０８号
教育長通知

第１条（趣旨）関係

「教職員」には、非常勤職員、会計年度任用職員及び派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年７月５日法律第 88 号）第２条第２号に規定する派遣労働者をいう。）を含む。

第２条（定義）関係

１　「教職員の職務に係る保護者等」とは、対面であるか否かにかかわらず、教職員が従事する職務（児童、生徒への学校生活に関する指導、校務等）に関し当該教職員に関わる全ての者（保護者、地域住民、その他学校関係者等）をいう。ただし、市教育委員会、教育機関及び市立学校内の教職員は、原則として含まないものとする。

２　「教職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超える」言動とは、社会通念に照らし、保護者等の言動の内容が教職員の従事する校務・教育活動の内容からして相当性を欠くもの又は手段や態様が相当でないものをいう。なお、このような言動に該当するか否かは、次に掲げる事項に留意した上で、具体的な状況（言動の目的、当該言動を受けた教職員の問題行動の有無並びにその内容及び程度その他当該言動が行われた経緯及びその状況、教育活動の内容及び性質、当該言動の態様、頻度及び継続性、教職員の属性及び心身の状況、当該言動の行為者との関係性等）を踏まえて総合的に判断するものとする。

⑴　「言動の内容」又は「手段や態様」の一方のみが社会通念上許容される範囲を超える場合でも該当することがあり得ること。

⑵　学校又は教職員の側の不適切な対応や説明不足が当該言動の原因や背景となっている場合もあること。

３　保護者等からの要望、苦情の全てがカスタマーハラスメントに該当するわけではなく、客観的に見て社会通念上許容される範囲で行われたものは、カスタマーハラスメントには当たらない。

４　「精神的若しくは身体的な苦痛を与えられ、教職員の人格若しくは尊厳が害され、又は教職員の勤務環境が害される」の判断に当たっては、言動の頻

度や継続性を考慮するが、強い精神的又は身体的苦痛を与える態様の言動である場合には、1回の言動であっても該当し得ることに留意するものとする。

5　カスタマーハラスメントには、対面で行われるもののみならず、電話、書面、連絡帳、ＳＮＳ等のインターネット上において行われるものも含まれる。

第３条（校長の責務）関係

1　校長の責務には、次に掲げるものが含まれる。

⑴　カスタマーハラスメントには組織として毅然とした態度で対応し、教職員を保護する旨の方針等を明確化し、教職員に周知・啓発すること。

⑵　カスタマーハラスメントに関する相談の申出があった場合に、その内容に応じて、迅速かつ適切な解決を図ること。

⑶　カスタマーハラスメントが生じた場合には、再発防止に向けた適切な措置を講ずること。

⑷　カスタマーハラスメントを生じさせる言動の抑止のための措置として、教職員に対し過度な要求を繰り返すなど特に悪質と考えられるものへの学校としての対処方針をあらかじめ確認・準備し、教職員に周知するとともに、当該方針において定めた対処を行うことができる体制を整備すること。

⑸　教職員に対して、カスタマーハラスメントに関する相談に係る調査への協力その他カスタマーハラスメントが生じた場合の教職員の対応に起因して当該教職員が職場において不利益を受けないことを周知すること。

2　第２項の「不利益」には、勤務条件に関する不利益（昇任、配置換等の任用上の取り扱い、昇格、昇給、勤勉手当等の給与上の取扱い等に関する不利益をいう。）のほか、同僚等から受ける誹謗や中傷などその他の不利益が含まれる。

第４条（教職員の責務）関係

1　第３項の「必要な措置」には、カスタマーハラスメントが生じた場合において、教頭等の管理監督者がその場で事実関係を確認したり対処したりすること及び管理監督者が事案の内容や状況に応じて適切に対応をさせることが含まれる。

2　第３項の「相談の申出に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処」することとは、自らの権限を行使し得る範囲において、相談の申出を受け、これに迅速かつ適切に対処することをいう。この場合において、必要に応じてカスハラ防止推進員、管理職等からなる委員会（以下「委員会」という。）

や教育委員会との連携をとるものとする。

第５条（教職員の認識すべき事項）関係

教育長が定める事項は別紙１のとおりとする。

第６条（研修の実施）関係

１　校長は、教職員への一般的な研修のほか、カスハラ防止推進員等への専門的な研修を行うものとする。

２　「教職員の意識の啓発及び知識の向上」を図る方法としては、冊子等の啓発資料の配布、教職員ポータルへの掲載、教職員の意識調査の実施等が挙げられる。

第７条（カスタマーハラスメント防止推進員の設置）関係

１　カスハラ防止推進員は、男女各１名とする。ただし、職場の実情によりこれによりがたい場合は、この限りではない。

２　カスハラ防止推進員の指定に当たっては、教職員の意見を踏まえながら指定するものとする。

第８条（相談の申出への対応）関係

１　相談の申出に係る対応手順、委員会は別紙２のとおりとする。

２　相談の申出は、カスタマーハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。

⑴　他の教職員についてカスタマーハラスメントが生じているのを見た教職員からの相談

⑵　教職員等からカスタマーハラスメントに関する相談を受けた校長等からの相談

⑶　他の教職員から、カスタマーハラスメントを生じさせる言動をしている旨の指摘を受けた教職員からの相談

３　校長は、カスハラ防止推進員が、責任を持って相談の申出に対応することができるよう、相談の申出に関する知識、技能等を向上させるため、推進員に対する研修を実施するものとする。

第９条（相談の申出に関する事項）関係

教育長が定める事項は別紙３のとおりとする。

第 10 条（必要な措置）関係

「必要な措置」とは、地方公務員法第 29 条第 1 項の懲戒処分又は訓告、注意その他人事管理上必要な措置をいう。

別紙１

カスタマーハラスメントに関する問題等に適切に対応するために教職員が認識すべき事項について

（要綱第５条第１項の規定により教育長が定める事項）

１　カスタマーハラスメントになり得る具体的行為

カスタマーハラスメントになり得るものとして、例えば、次のようなものがある。

⑴　言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの

ア　そもそも要求に理由がない又は学校教育・教育活動等と全く関係のない要求

性的な要求や、職員のプライバシーに関わる不適切な要求・詮索をすること。

イ　対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求

法令に反する不適切な処理を強要すること。また、特定の児童生徒のみを過剰に優遇するような要求、校則や指導方針の不合理な即時変更を強要すること。

⑵　手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの

ア　身体的な攻撃（暴行、傷害等）

①　殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと。

②　物を投げつけること。

③　わざとぶつかること。

④　つばを吐きかけること。

イ　精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）

①　児童生徒や教職員に危害を加えることをほのめかす発言やＳＮＳ等のインターネット上へ悪評を投稿することをほのめかす発言によって教職員を脅すこと。

②　ＳＮＳ等のインターネット上へ教職員のプライバシーに係る情報の投稿等をすること。

③　教職員の人格を否定するような言動（教職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を含む。）を行うこと。

④　土下座を強要すること。

⑤　盗撮や無断での撮影をすること。

⑥　教職員の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報

について、当該教職員の了解を得ずに他の者に暴露すること又は当該教職員が開示することを強要する若しくは禁止すること。

ウ　威圧的な言動

①　大きな声をあげて教職員や周囲を威圧すること。

②　反社会的な言動を行うこと。

エ　継続的、執拗な言動

①　同様の苦情や質問を執拗に繰り返すこと。

②　当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立てをすること。

③　同様の電子メール等を執拗に繰り返し送り付けること。

④　深夜・早朝に頻繁に連絡をすること。

オ　拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

長時間にわたる居座りや電話で教職員を拘束すること。

（注）⑴及び⑵のものに該当しないからといってカスタマーハラスメントではないと安易に解釈してはならない。

2　対処の内容

カスタマーハラスメントが生じた際の対処の内容の例としては、次のようなものがある。ただし、これらはあくまで例示であって、事案の内容や状況に応じて適切に対処する必要がある。

⑴　教職員からカスハラ防止推進員や管理職等に直ちに報告し、学校としての対応の方針について校長の指示を仰ぐこと。

⑵　可能な限り教職員を一人で対応させないこと。また、必要に応じて当該教職員に代わってカスハラ防止推進員等が対応すること。

⑶　必要に応じて、保護者等とのやり取りを録音・録画すること。なお、録音・録画に当たっては個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）等を遵守し、保護者等の個人情報を適切に取り扱うこと。

⑷　教職員から十分な説明を行った上で、なお繰り返しの要求が続く場合には、一定の時間の経過をもって退去を求めたり、電話を切ったりすること。

⑸　暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報すること。

⑹　現場対応が困難な場合においては、速やかに朝霞市教育委員会教育管理課へ情報共有を行い、指示を仰ぐこと。

（連絡先）朝霞市教育委員会教育管理課　048-463-0793

⑺　法的な手続が必要な場合には、朝霞市教育委員会教育管理課へ情報共有を行い、弁護士へ相談すること。

３　特に悪質と考えられるものへの対処の内容

教職員に対し過度な要求を繰り返すなど特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントが生じた際の対処の内容の例としては、次のようなものがある。ただし、これらはあくまで例示であって、業務の特性等により必要な対応が異なる場合があることに留意しつつ、それぞれの状況に応じて適切に対処する必要がある。

⑴　暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報すること。

⑵　行為者に対して警告文を発出すること。

⑶　行為者に対して校内や敷地内等への出入りを禁止すること。

⑷　民事保全法（平成元年法律第９１号）に基づく仮処分命令を申し立てること。

４　留意事項

教職員は、カスタマーハラスメントに関する次の事項について留意しなければならない。

⑴　保護者等との日ごろからの信頼関係の構築が大切であり、自分自身の言動について、個々の児童生徒や保護者の状況に応じて、どうしたら効果的に指導や助言が伝わるのか、日常的に意識して対応していくこと。

⑵　カスタマーハラスメントは、保護者等とのコミュニケーションの不足や初期対応の遅れが原因や背景となって生じることがあること。

⑶　教職員が学校の指導方針や手続き等をよく理解し、保護者等への対応力の向上を図ることは、カスタマーハラスメントの被害者になることを防止する上で重要であること。

⑷　保護者等の権利や、児童生徒等の生命や心身の健康に重大な影響が及ぶ場合等があることに留意して適切に対応する必要があること。

⑸　障害者から教職員に対して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「障害者差別解消法」という。）で禁止されている不当な差別的取扱いをしないよう求めることや、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思を表明すること自体は、カスタマーハラスメントには当たらず、障害者差別解消法に基づき、その実施に伴う負担が過重で

ないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこと。また、同法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、保護者等との建設的対話を重ねるなど、事案に応じて適切に対応する必要があること。

5　関連事項

教職員は、教職員以外の者に対して、カスタマーハラスメントに相当する言動を行ってはならないことを十分認識しなければならない。例えば、朝霞市立小中学校の教職員が、業務の受託事業者等の就業者に対して、カスタマーハラスメントに相当する言動を行うことがこれに該当する。

6　懲戒処分

教職員が、その職務において、カスタマーハラスメントを生じさせる言動を行ったとき又は教職員以外の者に対しカスタマーハラスメントを生じさせる言動に類する言動を行ったときは、信用失墜行為、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。

7　カスタマーハラスメントが生じた場合において教職員に望まれる事項

カスタマーハラスメントが生じた場合には、その被害を深刻にしないために、問題を自分一人で抱え込まずに、カスタマーハラスメントが生じている状況について、管理職等に相談するなどの方法をとることをためらわないことや、各学校内において解決することが困難な場合には、教育委員会関係各課やスクールロイヤー等に相談する方法を考えることが大切である。

8　健康相談の活用

カスタマーハラスメントは、心身の不調をきたす要因の一つともなり得るため、必要に応じて以下のメンタルヘルス相談を活用すること。

＜予約の必要がないもの＞

・教職員電話健康相談２４（公立学校共済組合事業）　0800-777-8349
保健師等の専門家が２４時間フリーダイヤルで対応。

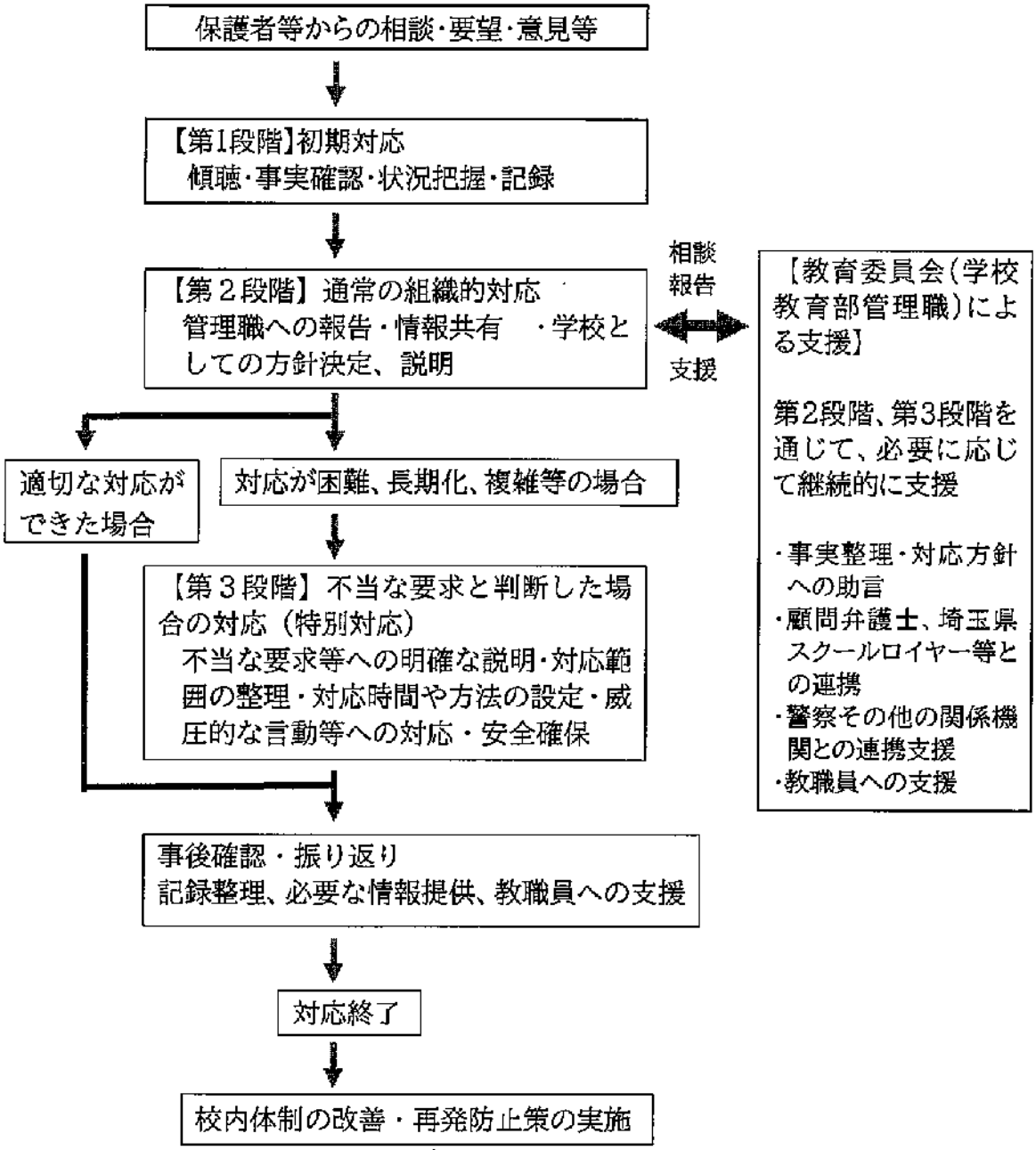
・Web 相談（公立学校共済組合事業）
メンタルヘルスに関する相談を 24 時間受付。
https://www.mh-c.jp/
ログイン番号は福利のしおり参照。

・LINE 相談（公立学校共済組合事業）
　公認心理師・臨床心理士等に LINE で相談可能。
　福利のしおり掲載の二次元コードから利用。
＜相談先に直接予約を入れるもの＞
・教職員メンタルヘルス相談（公立学校共済組合事業）
　専門医や公認心理士、臨床心理士等によるカウンセリング（県内１０か所の医療機関への直接連絡）
・電話・面談メンタルヘルス相談（公立学校共済組合事業）　0800-700-5680
　心理カウンセラー、臨床心理士によるカウンセリング
・関東中央病院のメンタルヘルス相談（公立学校共済組合事業）　03-3429-1510
　臨床心理士が医師と連携し、対面又はオンラインでの相談を実施。
　※　最新の情報については、「福利のしおり」を参照すること。
　※　公立学校共済組合事業は公立学校共済組合員が対象である。

９　その他の相談について
　朝霞市教育委員会教育管理課においても、カスタマーハラスメントに係る職場の人間関係等の相談を受け付けている。
教職員からの相談
　朝霞市教育委員会　教育管理課　048-463-0793

別紙２
カスタマーハラスメントの相談に係る対応手順及び相談窓口
（要綱第８条第１項の規定する相談の申出に係る対応手順）

保護者等からの相談・要望・意見等への対応フローチャート



※第１段階から第３段階まで必ず順に進ものではありません。
威圧的な言動その他緊急性が認められる場合には、段階を問わず、教職員及び児童生徒の安全確保を最優先として対応します。

※教育委員会への相談、支援要請は、特定の段階に限られるものではなく、学校だけでは対応が困難と判断した場合に必要に応じて行います。

※教育委員会に相談した後も、学校が主体となって対応を継続し、教育委員会は必要に応じて助言組織的支援、専門家、関係機関との連携を行います。

別紙３

カスタマーハラスメントに関する相談の申出に対応するに当たり留意すべき事項について

（要綱第９条第１項の規定により教育長が定める事項）

１　基本的な心構え

教職員からの相談の申出に対応するに当たっては、委員会は次の事項に留意する必要がある。

⑴　被害者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つこと。

⑵　事態を悪化させないよう可能な限り迅速な対応を心がけること。

⑶　関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

２　相談の申出の事務の進め方

⑴　相談者から相談の申出を受ける際に留意すべき事項

相談者から事実関係等を聴取するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

ア　相談者の求めるものを把握すること。

将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるのか、又は過去にあった言動により発生した被害への対処等を求めるものであるのかについて把握する。

イ　対応の緊急性の有無を把握すること。

相談者の心身の状態等に鑑み、相談への対応に当たりどの程度の緊急性があるのかを把握する。

ウ　相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聴くこと。

特に相談者が被害者本人の場合、カスタマーハラスメントに係る言動を受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すとは限らない。むしろ脱線することも十分想定されるが、事実関係を把握することは極めて重要であるので、忍耐強く聴くよう努める。また、相談員自身の評価を差し挟むことはせず、相談者の心情に配慮し、その主張等を丁寧に聴き、相談者が認識する事実関係を把握することが必要である。

エ　具体的な心構えとしては次の点に留意すること。

①　相談者から無理に聞き出すことがないよう、相談者のペースを大切にする。

②　自身の価値観は脇に置き、相談者の考えを尊重し、結論を急がない。

③　耳で「聞く」のではなく、共感を示しながら心で「聴く」こと。ただし、事態を客観的に見ていく立場は持ち続ける。

オ　事実関係については、次の事項を中心に整理して把握すること。

①　当事者（カスタマーハラスメントの被害者及び行為者とされる者）間がどのような関係であったか。

②　いつ、どこで、どのように行われたか。

③　相談者は、行為者とされる者にどういう対応をとったか。

④　相談者の対応を受け、行為者とされる者はどうしたか。

⑤　校長やカスハラ防止推進員等に対する相談を行っているか。

⑥　当事者のみが知り得るものか、目撃者はいるのか。

カ　聴取した事実関係等を相談者に確認すること。

聞き間違えの修正並びに聞き漏らした事項及び言い忘れた事項の補充ができるので、聴取事項を書面で示したり、復唱したりするなどして相談者に確認する。

キ　聴取した事実関係等については、必ず記録して保存しておくとともに、当該記録を厳重に管理すること。

⑶　周囲の教職員からの事実関係等の聴取等

事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、周囲の教職員から事実関係等を聴取したり、録音・録画等の客観的な証拠を確認したりする等の措置を講ずることも必要である。

この場合、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応するとともに、録音・録画等の客観的な証拠を確認するに当たっては、個人情報保護法等を遵守し、行政サービスの利用者等の個人情報を適切に取り扱う。

⑷　行為者とされる者からの事実関係等の聴取

必要かつ可能な場合には行為者とされる者からも事実関係を聴取することが考えられる。

⑸　相談者に対する説明

相談の申出に関し、具体的にとられた対応については、相談者に説明する。

令和8年10月1日から カスタマー・ハラスメント防止措置が
学校設置者を含む事業主の義務となります

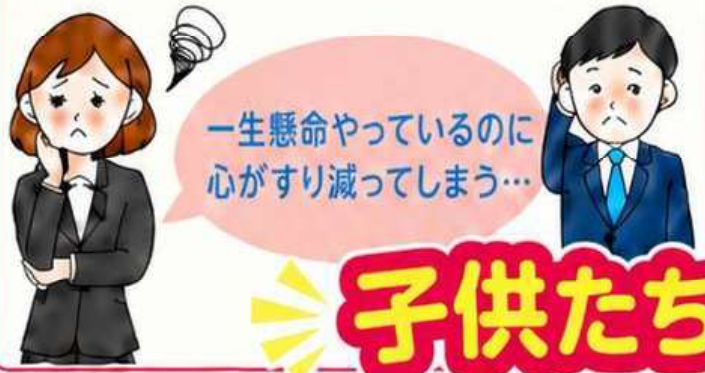
保護者・地域住民の皆様へ

子供たちの笑顔と未来のために

学校との より良い関係構築 にご協力ください

学校現場では今…

保護者や地域の方の過度な要求に
悩み、メンタル不調となる教員や、
不安を感じている教員が増えています。



だからこそ大切にしたいこと

学校と保護者が対立するのではなく、
手を取り合って子供たちの
未来のために取り組んでいきましょう。



子供たちの笑顔のために

こんな言動は カスタマー・ハラスメント になります

以下のような言動は、職員の尊厳を傷つけ、学校運営に大きな支障をきたすものです。
カスタマー・ハラスメントに該当する行為に対しては、厳格な対応を行います。

暴言・威圧・人格否定
大声で怒鳴る・脅す・侮辱する、
職員の人格を否定する　など

長時間の拘束・繰り返しの連絡
長時間の電話や面談
同じ内容の話を執拗に繰り返す　など

過剰な要求・不当な要求
クラスや担任を交代してほしい
子供の成績を変えてほしい　など

SNS・インターネットでの誹謗中傷
SNSやインターネット上での誹謗中傷、
個人情報の晒し行為　など

許可なしの撮影や録音
職員や児童・生徒を無断で撮影・録音し、
公開や拡散を行う　など

第三者への不適切な言動
他の保護者や児童・生徒への暴言、
差別的　偏見的な言動　など

※上記は一例です。学校現場での状況により、該当するか判断します。



朝霞市は、すべての子供の健やかな成長を願っています

学校と保護者は、子供たちの成長を支えるパートナー です。
お互いを尊重し、信頼し合い、協力し合う関係づくりを進めていきましょう。
皆様のご理解とご協力が、子供たちの笑顔と未来につながります。

朝霞市教育委員会

教育長報告事項

令和８年第３回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の
概要について

令和８年第３回市議会定例会における教育関係一般質問及びその答弁の概要を次のとおり報告します。

質問者：　駒牧　容子議員（公明党）

質　問：放課後子ども教室について

（１）現状の運営と拡大について

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

まず令和７年度から朝霞第六小学校と朝霞第八小学校で開始された放課後子ども教室について伺います。

令和７年度の実施において、２校それぞれの登録児童数、延べ利用人数、１日当たりの平均利用人数はどのようになっているのでしょうか。また、令和８年度、申込方法などを変更した後の登録児童数、延べ利用人数、１日当たりの平均利用人数についてお伺いをいたします。

答弁①

まず、令和７年度の実績でございますが、朝霞第六小学校は、登録児童数が213人、利用延べ人数が7,334人、１日当たりの平均利用人数が33.5人でございました。朝霞第八小学校は、登録児童数が147人、利用延べ人数が5,523人、１日当たりの平均利用人数が24.9人でした。

次に、令和８年度の７月末時点での実績でございますが、朝霞第六小学校は、登録児童数が232人、利用延べ人数が4,193人、１日当たりの平均利用人数が55.2人で、朝霞第八小学校は、登録児童数が179人、利用延べ人数が3,310人、１日当たりの平均利用人数が43.6人という状況でございます。

質問②

２点目に、当初市が想定していた利用ニーズと実際の利用状況を比較した場合、どのような特徴があったのか伺います。また、令和７年度と令和８年度の実施を通して、市としてどのような成果が得られたと評価しているのかお聞かせください。

答弁②

放課後に児童が安全で安心に過ごせる居場所を提供したことで、仕事と子育てを両立する保護者の不安解消などに寄与できたこと、また、クラスとは異なる集団の中で自主的な学習や遊びなどを経験し、子供の自主性や社会性なども育まれたものと捉えております。こうした運営を通しまして、令和８年度には、１日当たりの平均利用人数が第六小学校では 21.7 人、第八小学校では 18.7 人増加するなど、一定の成果が得られたものと考えております。

質問③

利用した児童や保護者からどのような意見や要望が寄せられているのか、利用した保護者や子供たちからの評価とニーズについてお伺いをいたします。

答弁③

令和７年８月に実施しましたアンケートでは、保護者の大半の方からは本教室の実施について高く評価をいただいておりますが、一方では、事前登録の期間が長い、人数制限により利用が抽せんになる可能性があることで使いづらいとの御意見もございました。また、児童からは、ふだん関わらない友達と遊べる、遊びと宿題ができる環境に満足しているという好評をいただいているところでございます。

質問④

今話していただいた意見、利用しにくいという意見があって、それを聞いて今後どのように進めていくのか、また進めたのかをお伺いいたします。

答弁④

いただいた御意見を踏まえまして、令和８年１月に事前登録期間の短縮及び利用制限の解除など、登録方法の改善を行ったところでございます。これにより、令和８年度は申込数及び利用者数の増加が見られております。また保護者や児童からの意見を聴取し、放課後子ども教室が子供たちにとってさらに最善な居場所となるよう努めてまいります。

質問⑤

現在、子供たちは放課後子ども教室でどのように過ごしているのでしょうか。校庭、体育館、教室など、それぞれの施設をどのように活用しているのか伺います。また、異なる学年の子供たちが一緒に過ごすことによる交流や、子供同士の関係づくりについて市はどのように評価をしているのでしょうか。

さらに、宿題や読書など静かに過ごしたい子供にも対応できる環境が確保されているのか伺います。子供たちの中には、活発で遊びたい子もいれば、静かに１人で過ごしたい子供もいます。そうした一人一人の違いを受け止めること

のできる居場所づくりをどう捉えているのかお伺いいたします。

答弁⑤

教室のほかには、体育館や校庭も利用しておるところでございます。また、異なる学年の児童が同じ空間に居合わせることで、自然な交流が生まれていると考えております。子供たちは一旦教室に集まり、読書や静かな遊びを希望する児童は教室内で、一方で、体を動かして遊びたい児童は体育館や校庭で過ごせるよう複数の場所を用意し、子供たちが絶え間なく過ごせるような環境整備に努めているところでございます。

質問⑥

現在、各学校においてどの程度のスタッフが配置されているのか、また登録児童数や実際の利用人数に応じて柔軟にスタッフを配置する仕組みとなっているのか伺います。

さらに、令和７年度の実施において、けがやトラブル、体調不良などの事案がどの程度発生したのか、その際の学校、運営事業者、市、保護者との連絡体制はどのようになっているのかお伺いいたします。

答弁⑥

まず、教室のスタッフでございますが、原則として６名を配置しております。その配置の中で児童の安全確保に努めております。夏季など利用数が増える時期には、事前に学校と相談しまして、通常教室に加えて特別教室も借用し対応しております。また、学年ごとにグループ分けして、スタッフを教室や体育館に配置し、児童が安心して過ごせるよう柔軟な対応を行っておるところでございます。

次に、けがにつきましては、令和７年度で２件、破損は３件、令和８年度はけが２件、破損１件となっており、令和７年度及び令和８年度８月末時点では、重大な事故等は発生しておらないところでございます。

また、事故等が発生した場合の連絡体制としましては、直ちに事業者から保護者及び所管課へ速やかに連絡が入るようになっているほか、お借りしている施設を破損させてしまった場合や災害等が想定される場合には、学校へも連絡する体制を整えてございます。

質問⑦

地震や大雨など災害が発生した場合、あるいは不審者の侵入など緊急事態が発生した場合に、子供たちを安全に守るための対応について伺います。

市として、安全管理についてどのような取組を行っているのか伺います。

答弁⑦

災害や不審者等の侵入など緊急時における対応としまして、学校における緊急体制とも並行しまして、児童の安全確保を最優先に、速やかに保護者への連絡を実施する体制を整えているところでございます。また、教室自体に緊急時マニュアルがございますので、訓練も定期的に実施するなど緊急時に備えているところでございます。

質問⑧

放課後児童クラブとの連携について伺います。放課後児童クラブは、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対して生活の場を提供する事業です。一方で、放課後子ども教室は、より幅広い子供たちを対象に、放課後の安全・安心な居場所を提供する取組です。それぞれ役割は異なりますが、子供の放課後の居場所という点では密接に関係しています。

そこで、市としてこの二つの事業の役割をどのように整理しているのか伺います。また、放課後児童クラブを利用する子供と放課後子ども教室を利用する子供が同じ学校の中で交流する機会などについて、今後どのような連携を進めていく考えなのかお伺いいたします

答弁⑧

放課後児童クラブは、保護者が就労等の理由で放課後に家庭が常時留守になる場合に小学生を保育する場であるのに対し、放課後子ども教室は、全児童が利用できる居場所提供の場としての役割がそれぞれあるものと認識しております。令和９年度より、五小、六小、八小において両事業を一体化して運営する方向で進めており、今後も質の高い継続的な居場所づくりを目指してまいります。また、一体化することによって、居場所の児童と保育の放課後児童クラブの児童が一緒の場所で共有して、いろいろなものに参加できるものと考えております。

質問⑨

これからの拡大についてお伺いします。

各学校のニーズを調査して、利用を希望する児童が多い放課後児童クラブの需要が高い学校、放課後の子供の居場所が不足している地域、学校施設を活用できる環境が整っている学校など、一定の基準を設けて優先順位をつけながら段階的に実施校を増やしていく方法もあると考えます。

今期定例議会で、補正予算として朝霞第五小学校の放課後子ども教室の予算が計上されていますが、第五小学校で開設することを決めた理由についてお伺いいたします。

答弁⑨

本市におきましては、小学校の通常教室が不足している中で、転用長可能な教室のある朝霞第六小学校、第八小学校から令和７年度より開設したところでございます。こうした中、地域的な点から、北朝霞方面に新たに開設する小学校を模索していましたところ、朝霞第五小学校に転用可能教室があったため、開設を予定するものでございます。

質問⑩

最後に、市長にお伺いいたします。今後の放課後子ども教室の整備についてのお考えをお伺いいたします。

答弁⑩

放課後子ども教室の拡充につきましては、本当に私の公約の一つであります。現在、朝霞第六小学校と第八小学校のほうで、そしてまた来年度は朝霞第五小学校を新しく開設予定で進めておりますけれども、今後につきましては、先行で開始をいたしました各教室の運営の実績、そしてまた課題を検証した上で、整備に向けて検討していきたいというふうに考えています。

質問者：　遠藤　光博議員（公明党）

質　問：物価高騰対策

（１）食料品の消費税１％引き下げに対する給食の影響

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

質問①

食材購入に係る消費税率の引下げによる影響額を、市はどのように見込んでいるのでしょうか。また、その効果を保護者に還元する観点から、学校給食費を引き下げる考えはあるのか、お伺いいたします。

答弁①

影響額につきまして、今ちょっと手持ちの資料がありませんので、後ほど回答いたします。

学校給食費の引下げにつきまして御答弁いたしますが、飲食料品につきましては、物価高騰の影響により価格が上がっている状況もございますことから、安定した給食を提供するため、消費税の引下げに連動した給食費の改定は考えておりません。

質問②

影響額のほうは、細かな数字は大丈夫です。

今、給食費に直接引き下げるかというのは難しい、もちろんそういうことだと思うのですけれども。ただ、その税率引下げによる効果、これを例えばその食材、賄い材料費に反映して、給食の質とか、また、量の充実に充てることはできないか、そのような考えはないのでしょうか。

給食費の軽減分を活用して、主食、また副食の量の充実、栄養価の向上、材料の質の確保などにつなげることはできないか、この点について市の考えをお伺いします。

答弁②

給食賄い材料費につきましては、１年度分の予算を計上し、計画的に執行しているところでございます。消費税の引下げが実施される予定の令和９年４月は年度初めに当たることから、物価高騰の動向を見ながら、それまでの給食の質と量を維持した上で、安全でおいしい給食を安定して提供できるよう対応してまいります。

また、現時点では、来年度における国の給食費負担軽減交付金の内容が示されておりませんので、示された段階で併せて判断をしてまいります。

質問③

今、学校給食費は、国の給食費負担軽減交付金が出ています。それによって、小学校の給食費は6,000円で保護者負担は800円ということで、中学校に対しては国の交付金がありませんので、市の物価高騰対策重点地方創生臨時交付金、こちらを活用して市が半額負担しているので、給食費6,800円で保護者も負担額を半額ということで3,400円と、こういう現状になっています。

来年度に向けて、中学校の国の交付金について、国の動きはどのように見ているのでしょうか。

答弁③

中学校に対する国の給食費負担軽減交付金につきましては、これまで、令和９年度以降に実施するとの方向性が示されてはおりますけれども、国の概算要求には今のところ示されておりません。以上です。

質問④

例えば来年度、中学校の学校給食費に対して国が交付金を見送った場合、市費で今の負担を継続するという対応はいかがでしょう。

答弁④

現時点で国の方向性が示されておりませんので、引き続き国の動向を注視してまいりますが、中学校への給食費負担軽減交付金について、令和９年度から実施していただけるよう、機会を捉えて国に対して要望してまいります。

質問者：　増田　ともみ議員（進政会）

質　問：不登校から考える誰も取り残さない学びの支援体制について

（１）増加傾向にある不登校の現状に対する市の認識について

（２）不登校の多様な要因への対応における他課連携について

（３）途切れない支援につなげるための体制づくりについて

【一問一答方式】

主な質問及び答弁（要旨）

（１）増加傾向にある不登校の現状に対する市の認識について

質問①

校内におけるスペシャルサポートルームの設置について、人員配置が課題になっているとのことですが、その対応状況について伺います。

答弁①

スペシャルサポートルームの専任職員につきましては、朝霞第三小学校へ県費負担教職員を１名、朝霞第六小学校に会計年度任用職員を２名配置しております。その他の学校につきましては、学校運営協議会委員、地域人材、管理職や教職員、民生児童委員、学校応援団など、学校が実情に応じて対応しているところでございます。

教育委員会といたしましては、専任職員の確保へ向けて努めていくとともに、限られた人員を有効に活用できるよう、各学校へ向けて情報提供や支援を行ってまいります。以上です。

質問②

人員の確保ができなければ、スペシャルサポートルームの設置はどのようになるか、伺います。

答弁②

スペシャルサポートルームの安定した運営のためには、常時、児童生徒を受け入れ、寄り添い、必要な支援を行うことのできる専属の職員の配置が必要でございます。現在、職員が配置されていない学校につきましては、教職員間で時間を調整して対応したり、地域の方々に対応可能な時間に御協力いただいたりしながら対応しているところでございます。

今後も各学校の実情に応じた工夫を行い、運営をしてまいります。

質問③

登校が難しい児童生徒に対してメタバースの周知を行っているということですが、各教員のメタバースに関する認知がどの程度なのか、伺います。

答弁③

埼玉県の事業でございますメタバースにつきましては、昨年度の途中から導入したばかりの取組であり、現在、県において、活用方法や利用状況のログの提供など、運用に必要な仕組みが段階的に整備されているところでございます。

本市におきましても、県からの通知の送付や校長会等を通じて各学校への周知を行っております。今後も各教職員にも浸透させて、定着するよう努めてまいります。

質問④

スペシャルサポートルームやメタバースを利用している子供の利用時の様子は、担任や担当教員、学年主任、保護者等でどのように共有されているのか、伺います。

答弁④

スペシャルサポートルームを利用している児童生徒の様子につきましては、まず、対応している職員等が把握をし、担任や他の教職員、保護者と情報を共有しております。

メタバースにつきましては、埼玉県の実施事業であることは先ほどお伝えしましたけれども、利用状況につきましては、担任が即時的に把握することは難しい状況ですけれども、県から月１回提供される利用ログにより定期的に把握をしているところでございます。月１回の利用ログにつきましては、本年６月より、児童生徒の利用状況や活動の実態をより把握しやすい形で提供されるようになったところでございます。

質問⑤

スペシャルサポートルームやメタバースを利用しているという認識だけなくて、その利用状況や利用時の様子を共有して、その児童生徒の把握や評価につなげてほしいと考えますが、それについての考えを伺います。

答弁⑤

文部科学省より、不登校児童生徒の出席扱い、成績評価についてのリーフレットが出ているところでございますが、このリーフレットには、児童生徒がどのような活動を行い、どのような学びや変化が見られたのかを把握し、支援や評価につなげていくことの重要性が示されております。そのため、文部科学省の示す考え方やリーフレットにある要件を踏まえ、児童生徒の学習状況や成果を適切に把握した上で、学校において組織的に判断することが大切であると考えております。

質問⑥

文科省のリーフレットの成績評価の主な要件についての中に、学校と保護者、教育支援センター等の公的機関や民間団体等の職員との間に十分な連携協力体制が保たれるとともに、学校が保護者等を通じて当該児童生徒の学習活動の状況等につい

て、定期的、継続的に把握することということが成績評価の重要な指標として示されています。

この成績評価のための要件となっている十分な協力、連携体制というものをどのように構築しようとお考えなのか、定期的、継続的をどのように教員間で差のないように位置づけていこうと思われているのか、伺います。

答弁⑥

まず、進路につきましてですけれども、埼玉県立高等学校の入学者選抜につきましては、不登校の生徒が不利益を受けることのないよう、入試制度の見直しが進められております。

一方で、不登校児童生徒への学習支援や学習状況の把握につきましては、教職員によって対応に差が生じないようにすることは重要でございます。そのため、文部科学省の通知等を踏まえ、学習状況の把握、情報共有、評価に至るまでの考え方等を繰り返し学校に周知し、校内で共通理解が図られるよう支援をしております。

現在、各学校が不登校の児童生徒一人一人の状況を踏まえ、対応しているところではございますが、不登校であることによって進学について不利益を被ることのないよう、また、必要な評価、評定ができるよう支援をしてまいります。

質問⑦

教室に入れない、登校できない児童生徒のために、スペシャルサポートルームやメタバースを今後さらにどのように活用していこうとお考えか、伺います。

答弁⑦

不登校や教室に入りづらい児童生徒は様々な背景を抱えており、それぞれの状況に応じて多様な学びの場を選択できることは大切であると考えております。そのために、児童生徒の実態に応じてスペシャルサポートルームやメタバース、適応指導教室、さわやか相談室などを選択肢の一つとして積極的な活用につなげていけるよう働きかけてまいります。以上です。

質問⑧

不登校の児童生徒、保護者以外に対する認知についてはどのようにお考えか、伺います。

答弁⑧

スペシャルサポートルームに限らず、学校教育全体として多様な学び方や多様な生き方を認め、包摂していくという考え方を浸透させていくことが重要であると考えております。

今後も、スペシャルサポートルームの周知を含め、児童生徒一人一人の違いや個性、置かれている状況を尊重し、それぞれに応じた学び方や過ごし方を認め合う教

育を進めてまいります。

（２）不登校の多様な要因への対応における他課連携について

質問①

不登校の要因は多岐にわたり、対応が難しいことは承知していますが、増え続けていること、また、今後も増加していくことを予想すると、教育部だけではない連携が必要になってくると考えます。その連携構築のために、不登校を専門に取りまとめるところがあってもいいと考えますけれども、どのようなお考えか、伺います。

答弁①

議員の御指摘のとおり、不登校の要因や背景は一人一人異なり、教育分野だけでは対応が難しいケースも増えていることから、教育委員会だけで抱えるのではなく、福祉、子供、保健、医療等の関係各課や関係機関と連携した取組をより一層充実させていくことが重要であると捉えております。

なお、小中学校に在籍する児童生徒の不登校に係る対応につきましては、学校と教育委員会が中心となって担うべきものであると捉えております。

質問②

その対応には重層的支援体制整備事業も重なると考えられますけれども、見解を伺います。

答弁②

現在、いじめ不登校対策会議では、関係各課へ参加を依頼し、学校職員に対して各課がどのような関わりをしているのかを周知する機会を設けております。いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題への対応は一義的に教育委員会と学校が担うものと考えております。その諸課題への対応に必要に応じて様々な課が横断的に関わり、重層的に支援できるよう、まずは連携の強化に努めてまいります。

質問③

その連携の強化について、より各課で適切な対応を検討してもらえるように、不登校の要因の関連図、どのような原因が不登校となっているのか、健康なのか、お金なのか、そういったこと、家庭内のことなのか、人間関係なのかという関連図、それから、それと対応するフローチャート、健康問題だったらここ、人間関係だったらここ、そういったどこの課につながるか、それから、その先の課題からゴールに向けてのクリティカルパス、道筋のようなもので問題や要因を細分化して、課題を明確化し、適切な課につなげられるように見える化していくことも一つの方法だと考えますが、見解を伺います。

答弁③

現在、教育委員会で作成した不登校対応段階別アプローチプランを学校に配布し、児童生徒の状況に応じた段階的な支援や関係者間での情報共有に活用しているところでございます。

今後も、既存のプランの活用を進めるとともに、不登校の要因別にどのような支援が有効なのか、また、どの段階でどの関係課や専門機関につなぐことが適切なのかについて調査、研究に努めてまいります。

（３）途切れない支援につなげるための体制づくりについて

質問①

不登校対策として、誰も取り残さない朝霞市の教育環境づくりのためには、そのための主要なメンバー、チーム、ないし部門が必要だと考えますが、どのようなお考えか、伺います。

答弁①

不登校の長期化や将来的な社会とのつながりの希薄化を防ぐためにも、学校への復帰だけを目標とするのではなく、学びの保障、安心できる居場所、人とのつながり、将来の社会的自立までを見据えた支援が必要であると捉えております。

学校や教育委員会のほか、関係各課や関係機関がそれぞれの専門性を生かして、切れ目のないネットワークを構築することが大切であると考えております。以上です。

質問②

その切れ目のないネットワーク構築のために、そのネットワークを回す、やはりハブとなる不登校を扱うところが今後求められてくるのではないかと考えますが、改めて見解を伺います。

答弁②

現在、教育指導課の教育相談担当指導主事を不登校対応の窓口として、相談や情報の集約、関係機関や学校との望ましい連携調整を行っているところでございます。担当者が異動した場合におきましても、継続して対応ができるよう、情報や対応事例、関係機関との連携を組織で共有し、確実な引継ぎが行われる体制を引き続き整えてまいります。